○総務省告示第三百七十一号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第六条第三項（同法第二十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第六条第一項（同法第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告を取りまとめ、その概要を次のとおり公表する。

また、健全化法第十八条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による報告を取りまとめ、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年九月二十七日

総務大臣　山本　早苗

一　健全化法第二十四条において準用する同法第六条第一項の規定による報告の概要

京都府京都市　京都市高速鉄道事業特別会計

経営健全化計画実施状況報告（要旨）

1　計画と具体的な措置の状況

・収入増加策については、オール京都での人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向けた公共交通の利用促進、増客に向けた様々な事業、駅ナカビジネスの拡大などを実施し、営業収益は計画を７億円上回る259億円となった。

・コスト削減策については、安全に留意した地下鉄設備の更新期間の延長や節電対策など、徹底したコスト削減に努めた。

・一般会計からの支援については、経営健全化対策出資金を繰り出すとともに、地下鉄駅賑わい創出事業への出資を行った。(128,645千円)

2　資金不足額解消の状況

（単位：千円）

区分＼年度	計画初年度の前年度	平成21年度（計画初年度）	平成22年度（第２年度）	平成23年度（第３年度）	平成24年度（第４年度）	平成25年度（第５年度）	平成26年度（第６年度）	平成30年度（第10年度）
当初計画　A		1,728,774	137,596	2,590,235	3,870,569	4,565,994	1,301,953	6,699,503
解消実績額　B		4,554,145	8,582,715	4,034,069	6,002,474	1,630,979	2,343,069	—
現在計画　C		—	—	—	—	—	2,343,069	6,699,503
B－A又はC－A		2,825,371	8,445,119	1,443,834	2,131,905	△　2,935,015	1,041,116	—
資金不足額	30,981,281	26,427,136	17,844,420	13,810,351	7,807,877	6,176,898	3,833,829	—

備考

1　「現在計画　C」とは、現時点での解消見込額のことをいう。

2　資金不足解消額の平成25年度「解消実績額　B」が「当初計画　A」を下回ったのは、計画で見込んでいた５％相当の運賃改定を見送ったためである。

3　資金不足比率の状況

（単位：％）

資金不足比率＼年度	計画初年度の前年度	平成21年度（計画初年度）		平成22年度（第２年度）		平成23年度（第３年度）		平成24年度（第４年度）		平成25年度（第５年度）		平成26年度（第６年度）		平成30年度（第10年度）
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
資金不足比率	133.5	126.8	114.5	125.7	76.2	114.0	57.8	96.9	31.9	73.6	24.4	66.6	14.8	—

備考

1　平成26年度、資金不足比率は経営健全化基準の20％を下回る14.8％となったが、一般会計からの経営健全化出資金の繰り入れなしで安定的に20％を下回る見通しが立つ状況に至るまで、引き続き、経営健全化団体として、計画に掲げる健全化の取組を推進する。

熊本県熊本市　交通事業会計

経営健全化計画実施状況報告（要旨）

1　計画と具体的な措置の状況

・バス事業の移譲

H26年４月に、渡鹿長嶺線を移譲

H26年度末をもって運行終了